

○国立大学法人北見工業大学職務発明等補償金支払要項

(平成23年4月1日学長裁定)

改正 平成26年2月14日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人北見工業大学職務発明規程(平成16年北工大達第32号。以下「発明規程」という。)第17条第2項の規定に基づき、国立大学法人北見工業大学(以下「本学」という。)における補償金の支払いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的財産権 発明規程第2条第3号に規定するものをいう。
- (2) 発明者 発明規程第2条第5号に規定するものをいう。
- (3) 転退職等 発明規程第2条第6号に規定するものをいう。
- (4) 知的財産権の実施 発明規程第2条第8号に規定するものをいう。

(補償金の支払)

第3条 発明規程第17条第1項第1号の規定による補償金(以下「登録補償金」という。)及び同項第2号の規定による補償金(以下「実施補償金」という。)の支払いは、当該各号に該当するに至った日の翌日から起算して90日以内に行うものとする。

(登録補償金の額)

第4条 登録補償金の額は、知的財産権1件につき1万円とする。

(実施補償金の額)

第5条 実施補償金の額は、当該知的財産権の実施又は処分による収入から、本学が権利化・維持・活用等に要した費用を控除した額について、別表に定めるところにより算出した額とする。

(教育研究費への配分)

第6条 登録補償金及び実施補償金は、当該補償金の支払いを受ける権利を有する発明者の希望により、その全部又は一部を当該発明者の教育研究費へ配分することができる。

(共同発明者に対する補償)

第7条 登録補償金及び実施補償金は、補償金の支払いを受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの権利持分に応じて按分する。

2 前項の定めによって算出した補償金の額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(転退職等又は死亡した発明者に対する補償)

第8条 補償金の支払いを受ける権利は、発明者が転退職等した後においても存続する。

2 発明者が死亡したときは、その者の相続人が当該補償金の支払いを受ける権利を承継する。

3 前二項の規定により補償金の支払いを受ける権利を有する者は、その連絡先を知情的財産センター長に遅滞なく通知しなければならない。

4 前項に規定する通知を怠り、又は本学側からの連絡が不能の状態でも10年を経過したときは、当該補償金の支払いを受ける権利を有する者は、権利を喪失する。

(登録補償金支払の例外)

第9条 本学が承継した発明規程第2条第3号イに規定する知的財産権又はそれらに相当する外国における権利について、発明規程第2条第3号アに規定する知的財産権に相当する外国における権利を複数得たときは、最初に得た権利についてのみ、登録補償金を支払うものとする。

(庶務)

第10条 この要項に定める庶務は、研究協力課において行う。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、補償金の支払いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月14日)

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

収入実績	200万円以下	200万円～1000万円 以下	1000万円以上
発明者	60パーセント(100万円を限度とする)	50パーセント(400万円を限度とする)	40パーセント